

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5075812号  
(P5075812)

(45) 発行日 平成24年11月21日(2012.11.21)

(24) 登録日 平成24年8月31日(2012.8.31)

(51) Int.Cl.

A47C 1/025 (2006.01)  
B60N 2/10 (2006.01)

F 1

A 47 C 1/025  
B 60 N 2/10

請求項の数 13 (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2008-504590 (P2008-504590)  
 (86) (22) 出願日 平成18年4月6日 (2006.4.6)  
 (65) 公表番号 特表2008-534182 (P2008-534182A)  
 (43) 公表日 平成20年8月28日 (2008.8.28)  
 (86) 國際出願番号 PCT/CA2006/000519  
 (87) 國際公開番号 WO2006/105657  
 (87) 國際公開日 平成18年10月12日 (2006.10.12)  
 審査請求日 平成21年4月3日 (2009.4.3)  
 (31) 優先権主張番号 60/669,146  
 (32) 優先日 平成17年4月7日 (2005.4.7)  
 (33) 優先権主張国 米国(US)  
 (31) 優先権主張番号 2,506,040  
 (32) 優先日 平成17年5月2日 (2005.5.2)  
 (33) 優先権主張国 カナダ(CA)

(73) 特許権者 507335300  
 インティア オートモーティブ インコーポレイテッド  
 カナダ国 オンタリオ州 エル3ワイ 4  
 エックス7 ニューマーケット ニューパーク ブルバード 521  
 (74) 代理人 100079049  
 弁理士 中島 淳  
 (74) 代理人 100084995  
 弁理士 加藤 和詳  
 (74) 代理人 100085279  
 弁理士 西元 勝一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】車両シート及びそのディスクリクライナ

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

自動車車両シートのシート座部に対するシート背もたれ部の揺動運動を提供するリクライナであって、

前記シート座部に装着するよう構成した案内プレートであって、前記案内プレートが中心孔を有する前記案内プレートと、

前記案内プレートに回動可能に組み付けられ、前記シート背もたれ部に装着するよう構成した歯付きプレートであって、前記歯付きプレートがその上に一連の内歯を有するフランジを有し、前記案内プレートの前記中心孔と同軸の中心孔を有する前記歯付きプレートと、

前記歯付きプレートと前記案内プレートとの間に装着された複数の爪であって、それぞれの前記爪が歯付き面を有し、該歯付き面が前記歯付きプレートの前記一連の歯に係合して該歯付きプレートを前記案内プレートに対し固定するロック位置と前記歯付き面が前記歯付きプレートの前記歯から離間して該案内プレートに対する前記歯付きプレートの移動を可能にするロック解除位置との間で可動とされる前記爪と、

前記案内プレートから延びる複数のガイドであって、前記爪を受け止めて該爪を前記ロック位置とロック解除位置との間で案内する前記ガイドと、

前記案内プレートと前記歯付きプレートとの間に回動可能に装着されたカムであって、前記カムが前記爪に選択的に係合する複数のロープが画成するカム面を有し、前記カムの回動により前記ロック位置と前記ロック解除位置との間で選択的に前記爪を移動させ、前

記カムが周方向に離間する一連のタブを有する中心孔を有する前記カムと、  
前記カムを連続的に付勢するばねであって、前記カムが前記複数の爪を前記ロック位置  
へ向け付勢する前記ばねと、  
前記カムの前記中心孔に挿入されて前記カムに係合するブッシュであって、前記カムと  
前記ブッシュが両者間に空動き連結を有し、駆動関係にて前記ブッシュが前記カムに係合  
する前に相対回転を制限できるようにし、前記ブッシュが周方向に離間する一連のスプラ  
インを有する外周面を有し、前記スプラインの各々の周縁幅が前記タブ間の空間の周縁幅  
未満であり、前記スプラインの各々が前記タブ間に嵌まる前記ブッシュと、  
を備える、リクライナ。

## 【請求項 2】

10

前記各爪は爪本体と弧状周縁とを有し、前記弧状周縁がその上に前記歯付き面を有し、  
 前記弧状周縁を前記爪本体よりも幅広とした、請求項 1 記載のリクライナ。

## 【請求項 3】

前記案内プレート上の当接部及び前記歯付きプレート上の当接部であって、前記案内プレートと前記歯付きプレートとの相対的回転移動を制限する前記当接部をさらに備える、  
請求項 1 記載のリクライナ。

## 【請求項 4】

前記案内プレートと前記歯付きプレートの少なくとも一方が二つの当接部を有する、  
 請求項 3 記載のリクライナ。

## 【請求項 5】

20

前記当接部は前記案内プレートと前記歯付きプレートとの間の回転移動を約 180 度に  
 制限する位置にある、請求項 4 記載のリクライナ。

## 【請求項 6】

シート背もたれ部と、シート座部と、前記シート背もたれ部を前記シート座部へヒンジ  
 装着して前記シート座部に対する前記シート背もたれ部の揺動運動を提供する一対のリク  
 ライナとを備える車両シートであって、前記リクライナのそれぞれは、

前記シート座部のプラケットに装着するよう構成した案内プレートであって、前記案内  
 プレートが中心孔を有する前記案内プレートと、

前記案内プレートに回動可能に組み付けられ、前記シート背もたれ部に装着するよう構  
 成した歯付きプレートであって、前記歯付きプレートがその上に一連の内歯を有するフランジ  
 を有し、前記案内プレートの前記中心孔と同軸の中心孔を有する前記歯付きプレートと、  
 30

前記歯付きプレートと前記案内プレートとの間に装着された複数の爪であって、それ  
 れの前記爪が歯付き面を有し、該歯付き面が前記歯付きプレートの前記一連の歯に係合  
 して該歯付きプレートを前記案内プレートに対し固定するロック位置と前記歯付き面が前記  
 歯付きプレートの前記歯から離間して該案内プレートに対する前記歯付きプレートの移動  
 を可能にするロック解除位置との間で可動される前記爪と、

前記案内プレートから延びる複数のガイドであって、前記爪を受け止めて該爪を前記ロ  
 ック位置とロック解除位置の間で案内する前記ガイドと、

前記案内プレートと前記歯付きプレートとの間に回動可能に装着されたカムであって、  
 前記カムが前記爪に選択的に係合する複数のロープが画成するカム面を有し、前記ロック  
 位置と前記ロック解除位置との間で選択的に前記爪を移動させ、前記カムが周方向に離間  
する一連のタブを有する中心孔を有する前記カムと、  
 40

前記カムを連続的に付勢するばねであって、前記カムが前記複数の爪を前記ロック位置  
 へ向け付勢する前記ばねと、

一対の前記リクライナを互いに一体化するロッドと、

前記カムの前記中心孔に挿入されて前記カムに係合し、前記カムと前記ブッシュが両者  
間に空動き連結を有する前記ブッシュであって、駆動関係にて前記ロッドが各々の前記リク  
ライナ上の前記ブッシュを貫通して伸び、前記ブッシュが周方向に離間する一連のスプ  
ラインを有する外周面を有し、前記スプラインの各々の周縁幅が前記タブ間の空間の周縁  
 50

幅未満であり、前記スプラインの各々が前記タブ間に嵌まる前記ブッシュと、  
を備える、車両シート。

**【請求項 7】**

前記リクライナはそれぞれ前記案内プレート上の当接部と前記歯付きプレート上の当接部とを含み、前記当接部が係合して前記案内プレートと前記歯付きプレートとの相対的回動移動を制限する、請求項6記載の車両シート。

**【請求項 8】**

前記各爪は爪本体と弧状周縁とを有し、前記弧状周縁がその上に前記歯付き面を有し、前記弧状周縁を前記爪本体よりも幅広とした、請求項6記載の車両シート。

**【請求項 9】**

前記ブッシュは、前記リクライナが整列し構築公差内で互いに平行であるときに、前記ロッドが回転し、前記各リクライナを共通駆動できるよう構成された、請求項6記載の車両シート。

**【請求項 10】**

前記空動き連結は、前記リクライナの他方の爪を前記ロック状態へ駆動することなく前記リクライナの一方の爪をロック状態へ移動できるようにした、請求項6記載の車両シート。

**【請求項 11】**

各々の前記爪の前記爪本体は第1の摺動面と第2の摺動面とを有し、該摺動面が前記爪本体の両側を概ね互いに平行に延びており、前記摺動面のそれぞれが前記複数のガイドの一つに係合する、請求項2記載のリクライナ。

**【請求項 12】**

前記第1の摺動面は、前記第2の摺動面よりも長い、請求項11記載のリクライナ。

**【請求項 13】**

請求項6～10の何れか一項に記載の一対のリクライナを導入した車両シートであって、前記リクライナを前記車両シートの両側に装着し、該一対のリクライナ間を延びて該一対のリクライナの操作を一体化するロッドを有する、車両シート。

**【発明の詳細な説明】**

**【技術分野】**

**【0001】**

本発明は、自動車シートに使用してシート座部に対しシート背もたれ部が調整できるようにしたリクライナ組立体に関する。特に、本発明はディスクリクライナとこの種のリクライナ組立体を組み込んだシートとに関する。

**【背景技術】**

**【0002】**

自動車車両は、着座した乗員を車両内に支持するシート組立体を含む。シート組立体は、概ね水平なシート座部と、リクライナ組立体によりシート座部に揺動可能に接続され、複数のリクライナ位置との間でシート座部に対するシート背もたれ部の調整を可能にするシート背もたれ部とを備える。さらに、リクライナ組立体は通常シート背もたれをシート座部に対し平らに折り畳めるようにしてある。

**【0003】**

ディスクリクライナは車両シート技術内で公知であり、一般にシート背もたれ部をシート座部へ揺動接続するのに用いられている。ディスクリクライナは通常、シート座部に固定的に固着した固定筒状内部ディスクと、シート背もたれ部に固着して内部ディスクへ回動可能に結合した筒状外部ディスクとを含む。ディスクリクライナはさらに、シート座部に対するシート背もたれ部の角度位置を保つロック機構を含んでいる。ロック機構は、通常外部ディスク上の環状リム歯と、複数の歯をそれぞれ有する幾つかの爪とを備える。爪は、ロック位置とロック解除位置との間を径方向に摺動又は揺動のいずれかで可動としてある。爪がロック位置にあるときは、爪の歯が外部ディスク上のリム歯に噛合し、かくしてシート座部に対するシート背もたれ部の角度位置をロックする。爪をロック位置から口

10

20

30

40

50

ック解除位置へ移動させると、爪上の歯は外部ディスク上の歯のリムにもはや噛合せず、かくしてシート座部に対するシート背もたれ部の調整が可能になる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

着座位置から乗員が後部シートへ通過できるようにする前倒し位置へ可動としたシート背もたれ部を有する車両シートを持たせることが、しばしば望ましい。すなわち、シート背もたれ部には規定範囲の動きを持たせねばならない。先行技術リクライナでは、リクライナをシート背もたれ部とシート座部に装着するブラケットはシート座部に対するシート背もたれ部の動きを制限するストッパーを有するよう構成してある。これらの追加の構成要素はリクライナのコストに上乗せされ、そのことは現在の自動車供給産業では極めて望ましくないことである。さもなくば、内部ディスクと外部ディスクにタブを形成し、動きの範囲を規定する。

【0005】

さらに、先行技術のリクライナは通常一体化させてあり、かくしてシートの操作には一つの解除レバーしか必要ないようにされている。乗員がレバーを操作してシート背もたれ部の相対角度を調整するか或いは他の所望の動作を操作したときに、シート両側のリクライナは同時に起動される。先行技術シートの製造時に、一つの課題が生ずる。内側リクライナが完全に整列しておらず、外側リクライナに対し平行に延びている場合、リクライナはこのリクライナに合体或いは一体化したロッド上に適切に装着されないことになる。不適切な装着はリクライナを束縛し、シートを操作するのに必要な力を増大させる。不完全な整列は、通常の受容可能な構築公差(build tolerance)内では普通である。

【課題を解決するための手段】

【0006】

従来技術の欠点はリクライナ組立体を提供することで克服でき、この組立体は複数の傾斜シート位置の間でシート座部に対するシート背もたれ部の調整を可能にし、さらに移動を制限する内部手段を有しており、最小の操作努力を保ったまま車両シート内へ組み込むことができる。

【0007】

好適な実施形態では、車両シートはシート背もたれ部と、シート座部と、シート座部に対するシート背もたれ部の揺動運動をもたらすようシート座部に対しシート背もたれ部をヒンジ(蝶番)装着する一対のリクライナとを有する。各リクライナは、シート座部に装着するよう構成した案内プレートと、案内プレートに回動可能に組み付けた歯付きプレートとを有する。歯付きディスクは、その上に一連の内歯を有するフランジを有する。複数の爪が、歯付きプレートと案内プレートとの間に装着してある。爪はそれぞれ歯付き面を有しており、歯付き面が一連の歯に係合して案内プレートに対し歯付きプレートをロックするロック位置と歯付き面が案内プレートの歯から離間して案内プレートに対する歯付きプレートの移動を可能にするロック解除位置との間で可動としてある。複数のガイドが案内プレートから延び、ロック位置とロック解除位置との間で爪を案内する。案内プレートと歯付きプレートとの間には、カムが回転自在に装着してある。カムは、爪との選択的係合用の複数のロープにより画成されて爪をロック位置とロック解除位置との間で選択的に移動させるカム面を有する。ばねがカムを連続的に偏倚し、爪をロック位置へ付勢している。ブッシュが、カムに弾装固定してある。カムとブッシュは、両者間に空動き連結を有する。ロッドは、各リクライナのブッシュを貫通して伸び、リクライナと一体化して同時動作する。案内プレートと歯付きプレートは、両者間の相対的な回転移動を制限する当接部を有する。

【0008】

本発明のさらなる態様では、ロッドと二つのリクライナとの間に追加の自由度を可能にし、構築公差の結果としてリクライナ間で軸方向或いは平面的のいずれかで整列ずれを補償するよう構成したブッシュが提供される。

10

20

30

40

50

**【0009】**

本発明のさらなる態様では、歯付きプレートと案内プレートとが提供され、そのそれが他の当接部に係合して案内プレートと歯付きプレートとの間の回転移動を制限するよう配置した当接部を有する。

**【0010】**

本発明のさらに別の態様では、リクライナ用の爪が提供される。爪は、爪本体と弧状周縁とを有する。弧状周縁は、その上に歯付き面を有する。弧状周縁は爪本体よりも幅広とし、爪と歯付きプレートの間の当接を増大させてある。

**【発明を実施するための最良の形態】****【0011】**

本発明の前述ならびに他の態様は、その例示的実施形態の下記の説明と例示により本発明原理を図解する添付図面とからより明らかとなろう。

10

**【0012】**

図面を参照するに、図1は自動車車両に用いるシート組立体10を開示している。シート組立体10は、概ね水平なシート座部11とシート背もたれ部12とを含む。シート座部11とシート背もたれ部12はそれぞれ、通常当業者には従来公知のトリムカバーが収容する所定輪郭のフォームパッドを支持する剛性フレーム構造を備える。シート組立体10はまた、シート座部11とシート背もたれ部12とを作動的に相互接続し、複数の傾斜位置間でシート背もたれ部12を揺動運動させるリクライナ組立体13を含む。さらに、リクライナ組立体13により図1のAに示した前方折り畳み位置へのシート背もたれ部12の揺動運動を可能としてある。好ましくは、座席背もたれ12は前方折り畳み位置へ向け付勢する。

20

**【0013】**

図2を参照するに、本発明のリクライナ組立体13が概ね図示してある。リクライナ組立体13は、好ましくは中空のロッド17により結合すなわち併せ一体化した一対のディスクリクリーナ15を備える。内側と外側のディスクリクリーナ15は共に対称的に対向させてあり、そのことが工具揃えと最終的にはコストを最小化する。

**【0014】**

図3を参照するに、ディスクリクリーナ15が詳しく示してある。ディスクリクリーナ15は概ね案内プレート14と歯付きプレート16と保持リング18と一対の歯付き爪20とカム22と一対のばね24とを備える。案内プレート14と歯付きプレート16は、業界公知の仕方で保持リング18により併せ保持してある。

30

**【0015】**

図4を参照するに、案内プレート14は外フランジ26を有する概ねカップ形状をなし、内周スロットすなわちトラック28を画成している。トラック28内に位置するのが、ストップとなる当接部30である。案内プレート14の底面周りに離間しているのが一連のアイランドであり、このアイランドが第1の案内面32と第2の案内面34を画成している。第1と第2の案内面32、34は、爪20と協働してその移動を径方向に制限している。第1の案内面32は第2の案内面34よりも長さが長く、案内プレート14が「ハンマー・ヘッド」形状の爪20を受け入れるよう構成してある。

40

**【0016】**

径方向に対向する一対のスタブ36が、爪20の移動方向に直角に配置してある。このスタブ36が、カム22に付勢力を供給するばね24を受け止める。

**【0017】**

プレート14の中心孔は、径方向に対向する一対のタブ38を有する。タブ38はブッシュ76に係合し、ロッド17に対する空動き連結をもたらし、下記にさらに詳しく説明する如く案内プレート14に対するロッド17の回転限界を規定している。

**【0018】**

図5を参照するに、歯付きプレート16が大略図示してある。歯付きプレート16は、軸方向に延びるフランジ40と中止孔42とを有する概ねカップ形状をなす。フランジ4

50

0の内面は、一連の等間隔歯44を有する。フランジ40の外面は、径方向に対向する一对の当接部46でテーパーつけられている。フランジ40は案内プレート14のトラック28に適合する寸法とし、歯付きプレート16が案内プレート14に対し回転できるようにしてある。歯付きプレート16がいずれかの方向に回転すると、当接部46が案内プレート14上の当接部30に係合し、かくして動き止めストップを提供し、動きを約180°に制限する。

#### 【0019】

図6を参照するに、爪20は外側の弧状周縁48が爪本体53よりも幅広である点で「ハンマーへッド」形状を有する。外周縁48は、歯付きプレート16上の歯44と相補的である一連の歯50を有する。摺動体は、第1の案内面32に摺動係合する第1の摺動面52と、第2の案内面34に摺動係合する第2の摺動面54とを有する。摺動面52、54は爪本体53の両側にあって、互いに概ね平行に延びている。摺動面52は、摺動面54よりも長さが長い。爪20の内周エッジはロープすなわちロック面56、58が画成するカム従動面と凹部62、64を介挿した解放フック60とを有する。

10

#### 【0020】

「ハンマーへッド」形状の爪20は好適であり、何故なら爪20と歯44との間の当接部の周長を爪本体53の幅を増加させることなく増大させてあるからである。

#### 【0021】

カム22は、凹部に介挿されてロープすなわちロック面66、68が画成するカム面を有する。このカム面は爪20のカム従動面に対し相補的としてあり、それによってカム22が爪を先ず外方へ付勢して爪20に歯付きプレート16とロック係合させ（ロック状態）、カム22が回動する際に、ロック面68が解放フック60に係合して爪20を能動的に付勢して歯44から離脱する径方向内方（ロック解除状態）へ移動させるまで、爪20を径方向内方へ移動させることができる。

20

#### 【0022】

ロック面68とロック面58との間の係合が、爪を歯44に係合状態に保つロック力の大半をもたらす。ロック面66とロック面56との間の係合が抗軽打力を提供し、爪20を整列状態に保ち、束縛を防止し、爪20はロック位置とロック解除位置との間を移動する。

30

#### 【0023】

カム22はまた径方向に対向する一対のばねタブ70を有しており、これらがばね24に係合してロック状態へのカム22の付勢をもたらすよう配置されている。

#### 【0024】

カム22は、周方向に離間する一連のタブ74を有する中心孔72を有する。

#### 【0025】

ブッシュ76が、中心孔72内に挿入してある。ブッシュ76は外方へ向け屈曲する外周面を有しており、すなわちこの外周面の直径は内面及び外面よりも中点においてより大としてある。この外周面は、周方向に離間する一連の隆起すなわちスプライン78を有する。各スプライン78の周縁幅はカム22上のタブ74間の空間の周縁幅未満であり、両タブ間に嵌まっている。この空間が、ブッシュ76とカム22との間の空動き連結を提供する。ブッシュ76は、ブッシュ76のスプライン78が駆動関係にてカム22のタブ74に係合する前に、カム22に対し回動させることができる。ブッシュ76のさらなる回動が、カム22を回転駆動する。

40

#### 【0026】

スプライン78は弧状であり、それぞれ外面に傾斜フック80を有し、各凹部が傾斜フック82を有しており、このフック構造がブッシュ76をカム22内へ弾装嵌合させてその上に保留できるようにする。

#### 【0027】

コスト低減のため、傾斜フック80、82のいずれか一方を除外することもできる。ブッシュ76は単に、ディスクリクリーナ15を組み立てた後に案内プレート14と歯付き

50

プレート 16 により所定場所に保持するに過ぎない。

【0028】

ブッシュ 76 は、ロッド 17 を駆動嵌合状態にて相補的に受け止めるよう構成した中心開口 84 を有する。好ましくは、ブッシュ 76 はナイロン（登録商標）等の有機樹脂材料で射出成形する。

【0029】

ブッシュ 76 は、ボール・ソケット継手の関係にあるカム 22 に当接する弧状外面を有する。すなわち、ブッシュ 76 はカム 22 との内面及び外面に対し回転可能としてあって、ブッシュ 76 がロッド 17 をより大きな自由度をもって受け止められるようにし、それによって向きの差異及び／又は内側リクライナ 15 と外側リクライナ 15 の間の構築公差を補償することができる。

10

【0030】

さもなくば、中心孔 84 には弧状内面を持たせ、これをロッド 17 に当接させてブッシュ 76 がより大きな自由度をもってロッド 17 を受け止められるようにし、それによって向きにおける差異及び／又は内側リクライナ 15 と外側リクライナ 15 の間の構築公差を補償するようにしてある。

【0031】

ロッド 17 は、「8」の字様構造と相補的構造としての中心孔 84 とを有する中空ロッドとして図示してある。しかしながら、ここでロッド 17 が任意の従来構造を持たせてロッド 17 とブッシュ 76 との間の駆動接続をもたらし、内側リクライナ 15 と外側リクライナ 15 の動作を連結し得ることは、当業者には明白である。

20

【0032】

図 8（ロック状態）、図 9（ロック解除状態）、図 10（ロック状態）を参照するに、ブッシュ 76 がカム 22 を開口駆動し、カム 22 はロック状態から爪 20 を解放することになる。ロック位置へ復帰するときに、ばね 24 がカム 22 と爪 20 をロック状態へ駆動し、ブッシュ 76 が「定」位置へ追従することになる。

【0033】

図 11（ロック状態）、図 12（ロック解除状態）、図 13（一部ロック状態）、図 14（ロック状態）を参照するに、爪 20 とカム 22 が何らかの理由でロック位置へ達することができない場合、ブッシュ 76 は空動き連結が故に「定」位置へ自由回動し、反対側のリクライナがロックすることを妨げない。この特徴は、各歯付きガイド 16 が束縛することなく個々の爪 22 に整列したときに 2 個のリクライナ 15 をロックできるようにする。

30

【0034】

本発明は、二つの爪 20 を用いて例示してきた。しかしながら、リクライナ 15 は 3 個の爪を周方向に等間隔に離間させ、カム 22 が 3 個の対応する爪係合面を有するという 3 個の爪版に簡単に構成変更し得ることは、当業者には明らかである。加えて、リクライナ 15 はロック状態とロック解除状態との間を揺動する爪 20 を有するよう簡単に構成し得る。

【0035】

40

本発明は例示的態様にて説明したが、使用してきた修辞法は限定ではなく説明言語の範疇に入るものとして意図したものであることを理解されたい。上記教示に照らし、本発明の多くの改変例ならびに変形例が可能である。それ故、添付特許請求の範囲内において、具体的に説明した以外で本発明を実施できることを理解されたい。

【図面の簡単な説明】

【0036】

【図 1】好適な実施形態になる車両シートの側立面図である。

【図 2】図 1 の車両シートの背もたれ調整組立体の斜視図である。

【図 3】図 1 のリクライナの分解斜視図である。

【図 4】図 3 のリクライナの案内プレートの斜視図である。

50

- 【図5】図3のリクライナの歯付きプレートの斜視図である。  
 【図6】図3のリクライナのカム及び爪機構の部分斜視図である。  
 【図7】図3のリクライナのブッシュの斜視図である。  
 【図8】ロック状態にある内側リクライナの側立面図である。  
 【図9】ロック解除状態にある内側リクライナの側立面図である。  
 【図10】ロック状態に復帰した内側リクライナの側立面図である。  
 【図11】ロック状態にある外側リクライナの側立面図である。  
 【図12】ロック解除状態にある外側リクライナの側立面図である。  
 【図13】一部ロック状態にある外側リクライナの側立面図である。  
 【図14】ロック状態に復帰した外側リクライナの側立面図である。

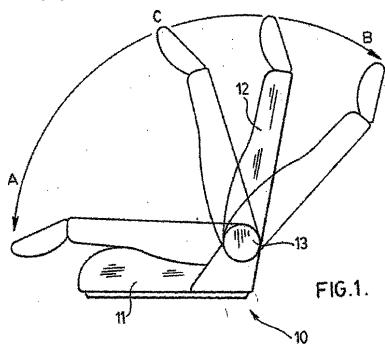
10

## 【符号の説明】

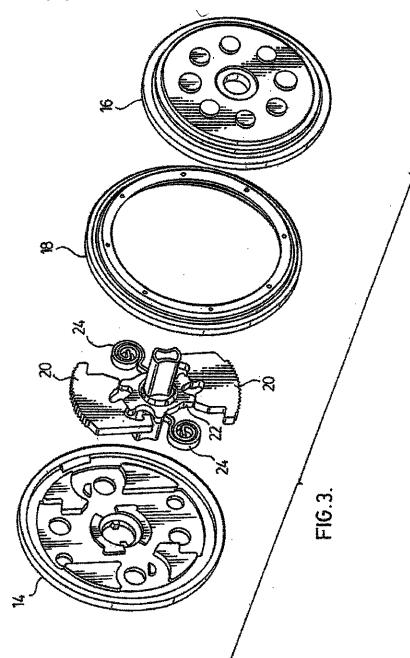
## 【0037】

1 0	シート組立体	
1 1	シート座部	
1 2	シート背もたれ部	
1 3	リクライナ組立体	
1 4	案内プレート	
1 5	ディスクリクライナ	
1 6	歯付きプレート	
1 7	ロッド	20
1 8	保持リング	
2 0	歯付き爪	
2 2	カム	
2 4	ばね	
2 6	外フランジ	
2 8	トラック	
3 0	当接部	
3 2	第1の案内面	
3 4	第2の案内面	
3 6	スタブ	30
4 0	フランジ	
4 2	中心孔	
4 4	等間隔歯	
4 6	当接部	
4 8	外周縁	
5 0	歯	
5 2	第1の摺動面	
5 4	第2の摺動面	
5 6、5 8	ロック面	
6 0	解放フック	40
6 2、6 4	凹部	
6 6、6 8	ロック面	
7 0	ばねタブ	
7 2	中心孔	
7 4	タブ	
7 6	ブッシュ	
7 8	スプライン	
8 0、8 2	傾斜フック	
8 4	中心開口	

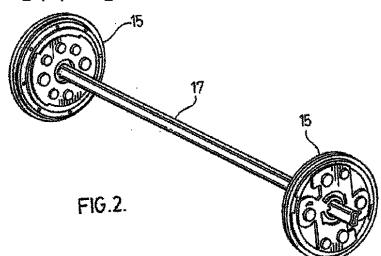
【図1】



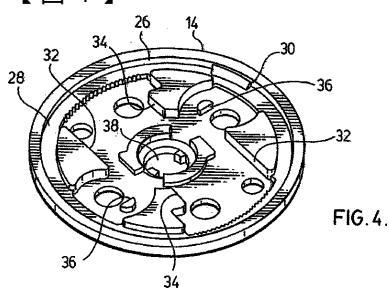
【図3】



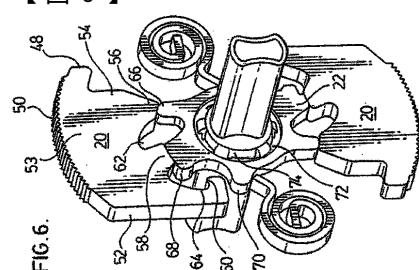
【図2】



【図4】



【図6】



【図5】

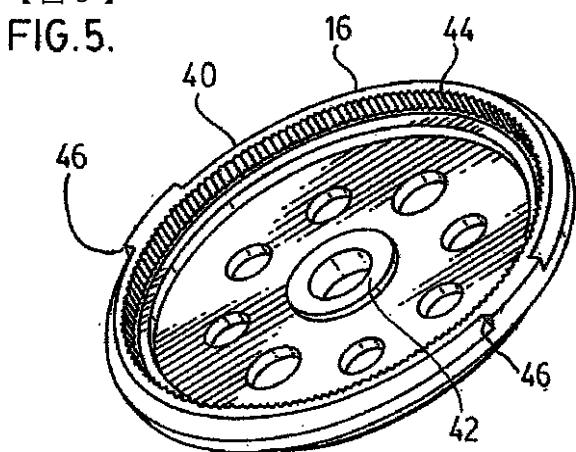
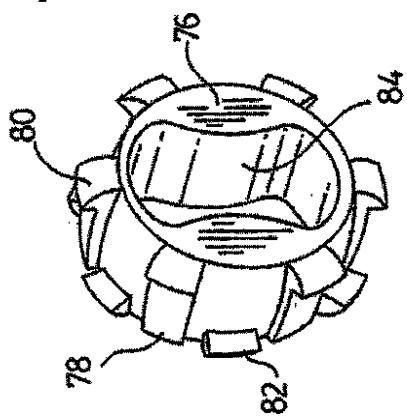


FIG.7.



【図8】

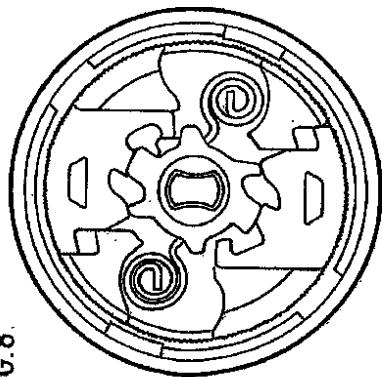


FIG.8.

【図10】

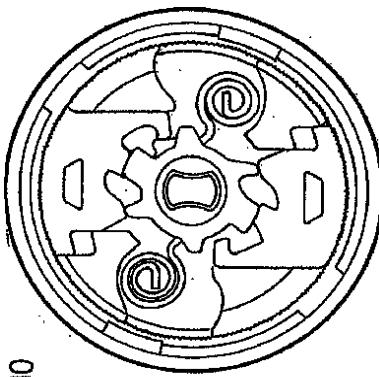


FIG.10.

【図9】

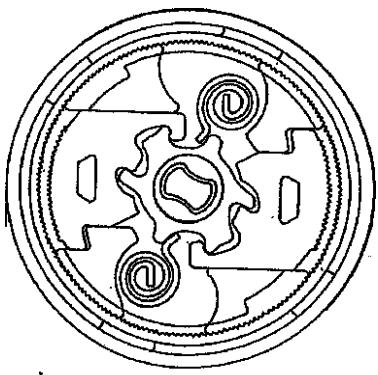


FIG.9.

【図11】

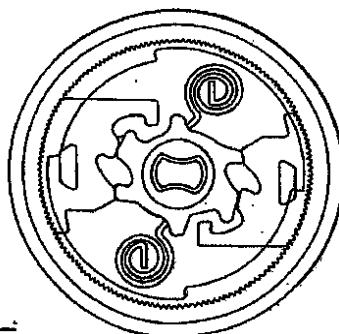


FIG.11.

【図12】

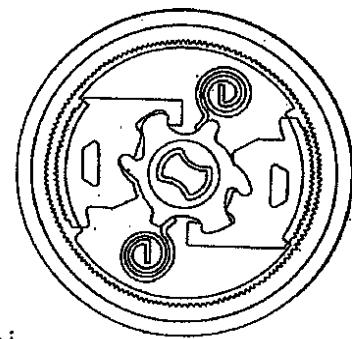


FIG.12.

【図14】

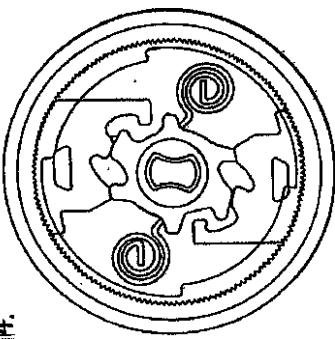


FIG.14.

【図13】

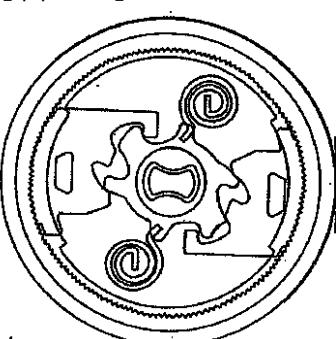


FIG.13.

---

フロントページの続き

(72)発明者 エン、ピウス

カナダ国 オンタリオ州 エル3エス 1ジー5 マーカム ヒルクロフト ドライブ 114

(72)発明者 ピラーロール、ランディ

カナダ国 オンタリオ州 エル6ピー 1シー7 ブランプトン パンクス ドライブ 3

審査官 稲村 正義

(56)参考文献 特開2001-087071(JP,A)

特開平11-046914(JP,A)

特開2000-232920(JP,A)

特開2001-157615(JP,A)

特開2001-008765(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47C 1/025

B60N 2/00-2/235